

2025 年度 先端技術等に特化したスタートアップ育成支援事業（シーズ開拓）仕様書

事業名称：先端技術等に特化したスタートアップ育成支援事業（シーズ開拓）

委託期間：契約締結日から 2026 年 3 月 31 日

1 事業の趣旨・目的

大阪府では、2025 年日本国際博覧会（以下「万博」という。）で披露された新たな技術やサービス、これに続く新たな技術やサービスの社会実装による新たな成長産業の創出と振興を図るため、その候補となるシーズの発掘や社会実装プロジェクトの輩出に向けたスタートアップ支援事業を実施する。大阪・関西では 2020 年のグローバル拠点都市選定を機に、2021 年に大学内の技術シーズの事業家と起業家教育を推進する KSAC（関西スタートアップアカデミアコアリション）が始動するなど、大学発スタートアップ創出の活動が進んできた。しかしながら、スタートアップの創出が進んではいるものの、大学の集積など高いポテンシャルに対し、事業化が期待される技術シーズの発掘が十分にできていない状況にある。万博で披露された新たな技術やサービス、これに続く新たな技術やサービスの社会実装による新たな成長産業の創出と振興を図るため、またさらなる有望なスタートアップの輩出に向け、本事業では、将来事業化が期待される技術シーズの幅広い開拓を実施する。

※本事業における『先端技術』とは、ディープテックの中で、万博披露技術（万博会場内のパビリオン、企画展示等で出展・展示される技術）及びこれに続く技術等、社会実装の候補となる技術を指す。なお、ディープテックとは、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術であり、その事業化・社会実装を実現できれば、国内外で解決すべき経済社会課題の解決など社会にインパクトを与えられるような潜在力のある技術をいう。

2 委託業務の内容

本事業の趣旨・目的を踏まえ、大阪・関西に所在する大学研究の中で将来事業化が期待されるシーズを開拓する。

実施内容とその狙いを十分に理解したうえで、KSAC（関西スタートアップ・アカデミア・コアリション、事務局は公益財団法人大阪産業局）と連携し、次の（１）～（２）の業務を実施する。なお、業務内容については、事業遂行に必要な基本的事項を示したものであり、本プロポーザルの実施により決定した受託者と調整した上で確定する。

（１）大阪・関西の大学、研究者に向けたワンストップ相談体制の確保

- ・大阪・関西の大学、研究者に向けたワンストップ相談体制を設け、事業計画、知的財産権、資金計画等、起業に向けた相談対応を行う。電話や E メールによる相談受付や、受付を行う人員等の配置等の体制を整備すること
- ・大学の産学連携本部に繋がりを持ち、その事業化のノウハウを有するコーディネーターを 3 名程度配置すること
- ・研究者の事業化に向けたニーズに対し、専門家への仲介、フォローアップ支援を実施すること
- ・大学の産学連携本部や研究室を訪問し、本事業の PR や支援対象者の開拓を行うこと

（２）事業化に向けた情報提供・相談会等の実施

- ・事業化に役立つ情報を紹介するセミナー、起業に向けたワークショップ等を企画・運営すること
- ・国、地域等の補助金の説明会、補助金獲得に向けた申請作成指導等を実施すること

- ・経営人材マッチングイベント等、研究者の事業化に向けた支援となるイベントを実施すること
- ・分野別の相談会、交流会を実施すること
- ・上記の機会を、委託期間中5回以上設けること

(1) (2) を行うことにより、以下の数値を達成することを目標とする

事業化をめざす研究者、そのシーズのリストを100件程度作成

なお、リスト作成においては、事業化に向けたニーズ、課題及びどのような商用化が期待されるか記載すること。

【提案を求める事項】

- ・相談窓口の体制
- ・コーディネーターとして想定している方の属性、確保手法
- ・専門家として想定している方の属性、確保手法
- ・本事業と関連する支援実績
- ・事業化に向けた各セミナー等の実施概要と開催スケジュール
- ・上記KPIで作成するシーズリストの項目等アウトプットのイメージ
- ・KPI達成に向けた工夫、取組み内容

3 事業実施体制等

業務を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール・全体管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

また、本事業の遂行にあたって受託事業者が行った業務の対応内容・検討結果等に関する情報を蓄積し、定例ミーティングを開催の上で、その内容を大阪府と共有すること。

【提案を求める事項】

- ・提案業務の事業実施体制
- ・本業務を受託するにあたっての提案事業者の強みを示すこと（関係機関・企業ネットワーク、類似の事業実績、専門知識や経験、能力等に精通したスタッフの有無など）
- ・本業務について、委託期間中の具体的な想定スケジュール

4 委託金額の上限

38,179,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託事業の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

6 業務に関する報告

受託事業者は、契約締結後、速やかに事業実施計画を提出するとともに、適宜、委託事業の実施状況を書面、口頭、電子メール等により、大阪府に報告すること。また、大阪府が進捗状況の報告を求める場合は、それに応じること。なお、進捗状況が思わしくない場合等、大阪府が業務実施計画の見

直しを求める場合は対応すること。

7 委託事業の一般原則等

- (1) 業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう万全の注意を払うこと。また、他の機関等に個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めに交わすなど、適切な措置を講じること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。
- (3) 本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- (4) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は大阪府と協議するとともにその決定に従う。

8 事業全体に係る留意点

- (1) 著作権及び使用料等について
 - ・本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含むものとする。
 - ・本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む。）については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
 - ・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
 - ・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第 3 者の自由な使用を認める。
 - ・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
 - ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- (2) 施設の利用料等について
 - ・事業実施に伴い施設の利用料等が発生する場合は、委託金額内に含むものとする。
- (3) 登壇者への謝金の支払い等について
 - ・謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。
- (4) 万博会場への入場料について
 - ・調査のため万博会場への入場料の支払い等が発生する場合は、委託金額に含むものとする。

9 その他

- (1) 委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託事業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (2) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (3) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本事業に必要な関係者との調整を行うこと。
- (4) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (5) 成果品の納品については、次のとおり行うこと。
 - ・シーズのリスト：2026 年 3 月 31 日
 - ・業務完了報告書：2026 年 3 月 31 日

なお、その他納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。

- (6) 本業務を通じて知りえた企業情報等は契約により守秘義務を規定することとする。
- (7) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること